

地域子ども・子育て支援事業の 概要と実施状況

平成26年8月29日

宜野湾市 福祉推進部 保育課



地域子ども・子育て支援事業の概要について

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、子ども・子育て支援法第59条に定められた以下の13事業を実施いたします。

市町村は、事業計画において、各事業の量の見込みと確保方策を定めることとされています。

事業名	ページ
①利用者支援事業（新規）	1
②地域子育て支援拠点事業	2
③妊婦健康診査	4
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	5
⑤養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	6
⑥子育て短期支援事業	7
⑦ファミリー・サポート・センター事業	8
⑧一時預かり事業	10
⑨延長保育事業	11
⑩病児・病後児保育事業	13
⑪放課後児童健全育成事業	14
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	16
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）	16

【本市の実施状況】

⑥、⑫、⑬の事業を除く 10 事業を実施しています。

事業名	① 利用者支援事業 【新規】	実施状況	○	担当課	保育課
事業概要					
子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て新事業等の情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。					
－事業のポイント－					
<p>➤ 通常の育児相談とは異なり、具体的な子ども・子育て支援事業の利用に向けて、専門の職員が情報提供や関係機関との連絡調整などの支援を行います。</p>					
本市における実施状況					
<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度より、子育て相談嘱託員（1名）を配置。 ・保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況を把握し、それぞれに合った保育資源や保育サービスの情報提供を行う。 ・認可園の待機児童となっている保護者の状況や意見、希望などを伺い、認可外保育施設、保育サービス等の情報提供やマッチングを行う。（認可外保育施設については、ニーズに応じて他市町村の情報も提供） ・認可外保育施設や子育て支援施設等へ訪問し、情報交換を行い、各担当者と連携を図る。 					
実施場所					
保育課窓口、電話、子育て支援センター（宜野湾保育所内 子育て支援ひろば HAPPY）					
相談件数及び支援内容					
相談内容		平成25年度			
認可・認可外保育園入所について		115件			
基本的習慣について（食事・睡眠など）		42件			
発育・発達について		45件			
生活面について（健康・しつけなど）		24件			
その他		37件			
合計		263件			

事業名	②地域子育て支援拠点事業 (支援センター)	実施状況	○	担当課	保育課
事業概要					
<p>地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。</p> <p>就学前の子どもとその保護者を対象に、遊びを通しての交流促進や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供を行い、仲間作りができる場所を提供しています。</p> <p>新制度では、利用者支援事業を組み合わせ、更に地域との連携機能の強化を図ることが想定されます。</p>					
一事業のポイント					
<p>➤ <u>利用者支援と地域連携は、地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型として位置付けられていましたが、平成26年度からは単独事業として再編されます。</u></p>					
本市における実施状況					
実施場所（計 8カ所）					
施設名	所在地	開設時間	曜日		
子育て支援ひろばHAPPY	宜野湾保育所内 宜野湾市3-13-10	10:00~12:00	月~金		
		13:00~16:00			
そよ風広場	しのめ保育園内 新城2-42-1	9:00~13:00	月~水金土		
		13:00~18:00		木	
子育て支援センターなんくる	はごろも保育園内 大山2-11-12	10:00~16:00	月~金		
いるかくらぶ	マーシー保育園内 宇地泊661	9:30~12:00	月~金		
		13:30~16:00			
ゆいゆい	さつき保育園内 真栄原3-24-13	9:00~16:00	月~金		
子育て支援センターほっと	しいの実保育園内 我如古2-26-2	9:30~16:00	月~土		
子育て広場あっぱるランド	秋津保育園内 長田3-32-5	9:00~12:00	月~金		
		14:00~16:00			
子育て支援ひろばパピヨンくらぶ	仲原保育園分園内 上原1-25-15	10:00~12:30	月~金		
		14:00~16:30			

利用料金	
施設利用は無料	
地域子育て支援拠点施設の年間延べ利用者数の推移	
平成24年度	平成25年度
24,691人	22,600人

事業名	③妊婦健康検査	実施状況	○	担当課	健康増進課
事業概要					
<p>妊婦健康診査は、妊娠から出産までの間、お母さんと胎児の健康を守り、胎児が順調に育っているか、母体に負担がかかっていないかなどを確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健康診査を行う事業です。</p> <p>妊娠届出時に親子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を交付し、健康診査に係る費用負担を軽減することにより、受診率の向上を図ります。</p>					
－事業のポイント－					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 健診回数・実施時期、検査項目の基準について、県が定めることとされています。 ➤ 本市においては、基準どおり 14 回分の受診票を交付しています。 					
本市における実施状況					
受診可能施設（宜野湾市近郊）					
施設名	所在地	施設名	所在地		
愛知クリニック	宜野湾市愛知 16-1	アドベンチストメ ディカルセンター	西原町字幸地 868 番地		
当山産婦人科	宜野湾市大謝名 5-20-8	上村病院	沖縄市胡屋 1-6-2		
森本産婦人科	宜野湾市野嵩 1-11-14	ちばなクリニック	沖縄市知花 6-25-15		
パークレーレディ ースクリニック	浦添市当山 2-2-11	やびく産婦人科 小児科	北谷町字砂辺 306 番地		
浦添総合病院	浦添市伊祖 4-16-1	糸数病院	那覇市泊 1-28-1		
赤嶺レディースク リニック	浦添市城間 4-18-2	美代子クリニック	那覇市古島 1-22-10		
琉球大学医学部附 属病院	西原町上原 207	ハートライフ病院	中城村字伊集 208		
利用料					
規定の検査項目（14回分）については無料					
妊婦健康診査の年間延べ受診件数の推移					
平成23年度			平成24年度		
14,791			14,783		

事業名	④乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	実施状況	○	担当課	児童家庭課 健康増進課
事業概要					
<p>生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけることを通じて、育児家庭の孤立化を防ぎ乳児の健全な育成環境の確保を目的に実施します。</p>					
―事業のポイント―					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>生後4か月までにすべての子育て家庭を訪問</u>することとされています。 ➤ <u>子育て支援に関する情報提供</u> ➤ <u>社会的な支援を必要としている子育て家庭の孤立を防ぐ</u>ねらいがあります。 					
本市における実施状況					
<p>・実施方法 出生届を提出された生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問。 申込みは、不要。対象者には生後2か月頃に通知される。 赤ちゃんや子育てについての相談、育児サービスや育児相談窓口の紹介、乳幼児健診や予防接種等の情報提供を行います。</p>					
実施体制					
保健師・助産師・母子保健推進員					
利用料					
無料					
乳幼児家庭全戸訪問事業による年間訪問件数					
		平成23年度	平成24年度		
家庭訪問対象全家庭数		1,334	1,262		
訪 問 件 数		1,254	1,113		

事業名	⑤養育支援訪問事業、その他 要支援児童、要保護児童等の 支援に資する事業	実施状況	○	担当課	児童家庭課
-----	--	------	---	-----	-------

事業概要

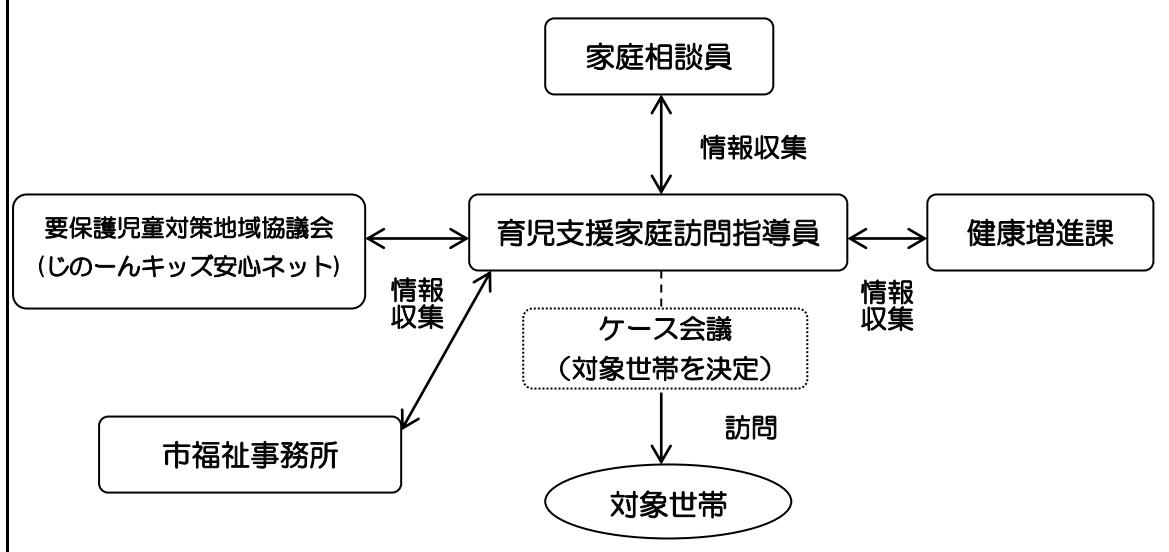
養育支援訪問事業は、子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

具体的な支援内容としては、産後の育児支援や簡単な家事等の援助、養育者の身体的・精神的不調に関する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・支援などがあります。

―事業のポイント―

- 乳児**本事業による支援を必要としている家庭を早期に把握**する必要があります。
- 本事業**様々な関係機関とのネットワークを強化**することが求められます。

実施体制



利用料

無料

養育支援訪問事業による年間延べ訪問件数（世帯実数）

	平成24年度	平成25年度
世帯数	32	25
訪問指導延べ件数	259	243

事業名	◎子育て短期支援事業	実施状況	—	担当課	—
事業概要					
<p>子育て短期支援事業は、保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間、養育・保護を行う事業です。</p> <p>本事業には、利用目的や時間帯などにより、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2つの事業形態があります。</p>					
—事業のポイント—					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用目的や時間帯などにより、「<u>短期入所生活援助（ショートステイ）事業</u>」と「<u>夜間養護等（トワイライトステイ）事業</u>」の2つの事業形態があります。 ➤ 本事業は、一時預かり事業と類似の事業ではありますが、<u>児童養護施設等において実施するなど、児童の一時的な保護という側面が強い事業</u>です。 					
本市における実施状況					
<ul style="list-style-type: none"> • 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 • 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 <p>未実施</p>					

事業名	⑦ファミリー・サポート・センター事業	実施状況	○	担当課	保育課
事業概要					
<p>ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい方（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい方（まかせて会員）との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。</p> <p>具体的な援助活動としては、保育施設までの送迎や放課後における子どもの預かり、冠婚葬祭・買い物等の私用の際の一時預かりなどがあります。</p>					
－事業のポイント－					
<ul style="list-style-type: none"> ➢ ファミリー・サポート・センター事業は、育児に関する支援を依頼したい方と、育児の援助を行いたい方の相互援助活動を調整する事業です。 ➢ 事業を利用するには、おねがい会員、まかせて会員ともに、事前にファミリー・サポート・センターへの会員登録を行う必要があります。 					
ファミリー・サポート・センター事業の仕組み					
<pre> graph TD A([ファミリーサポートセンター アドバイザー]) B([おねがい会員]) C([まかせて会員]) D([どっちも会員]) B -- "会員登録 援助の依頼" --> A A -- "会員登録 活動の報告" --> C A -- "援助の打診" --> B B <--> "活動終了 報酬の受け渡し" C B <--> "事前打ち合わせ 活動開始" C subgraph DottedBox [] B C D end </pre>					

本市における実施状況

・実施方法
 ファミリー・サポート・センターは、仕事や急用などで子育てを手伝ってほしい方（おねがい会員）と手助けできる方（まかせて会員）が会員登録し、子育てをサポートする組織です。

利用可能日時・利用料（1時間あたり/円）

- 月～土曜日 7時～19時・・・・・・・・600円
 上記の時間外・日曜・祝日（年末年始）・・・・700円
- 病児・病後児（月～土曜日 7時～19時）・・・・700円
 上記時間外・日曜・祝日（年末年始）・・・・800円
- 宿泊（22時～翌7時）・・・・・・・・2000円/1泊
 病児・病後児宿泊（22時～翌7時）・・・・3000円/1泊

会員数

	平成24年度	平成25年度
おねがい会員	848	955
まかせて会員	91	72
どっちも会員	53	52
合計	992	1,079

ファミリー・サポート・センター事業の年間活動件数の推移

平成24年度	平成25年度
5,082	6,328

事業名	㊸一時預かり事業		実施状況	○	担当課	保育課
事業概要						
一時預かり事業は、保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において、子どもを一時的に預かる事業です。						
－事業のポイント－						
<p>➤ 一般型の人員配置基準について、現行制度では保育士2名の配置が必要とされていますが、<u>新制度では、保育所や子育て支援拠点等と一体的に事業を実施し、本体施設の職員の支援を受けられる場合は、1名配置でも可</u>とする基準の緩和が図られます。</p>						
本市における実施状況						
実施施設（計4か所）						
保育園		所在地				
さつき保育園		宜野湾市真栄原 3-24-13				
ゆうわ保育園		宜野湾市野嵩 4-22-1				
あいのもり保育園		宜野湾市愛知 435-3				
はごろも保育園		宜野湾市大山 2-11-12				
利用料						
保育園	対象年齢	定員	利用料		利用可能時間	
さつき保育園	8か月～	全体で9名	0歳	2,000円	8:30～	17:30
			1歳～	1,500円		
ゆうわ保育園	6か月～	全体で6～10人	0～2歳	1,800円	8:30～	17:30
			3歳～	1,500円		
あいのもり保育園	6か月～	全体で5名	0～2歳	1,800円	9:00～	17:00
			3歳～	1,500円		
はごろも保育園	6か月～	各クラス2名	0歳	2,000円	最長8時間	※4時間の場 合、1,000円
			1歳	1,800円		
			2歳～	1,500円		
一時預かり事業の年間延べ利用人数の推移						
平成24年度				平成25年度		
3,918人				3,915人		

事業名	㊟延長保育事業	実施状況	○	担当課	保育課
-----	---------	------	---	-----	-----

事業概要

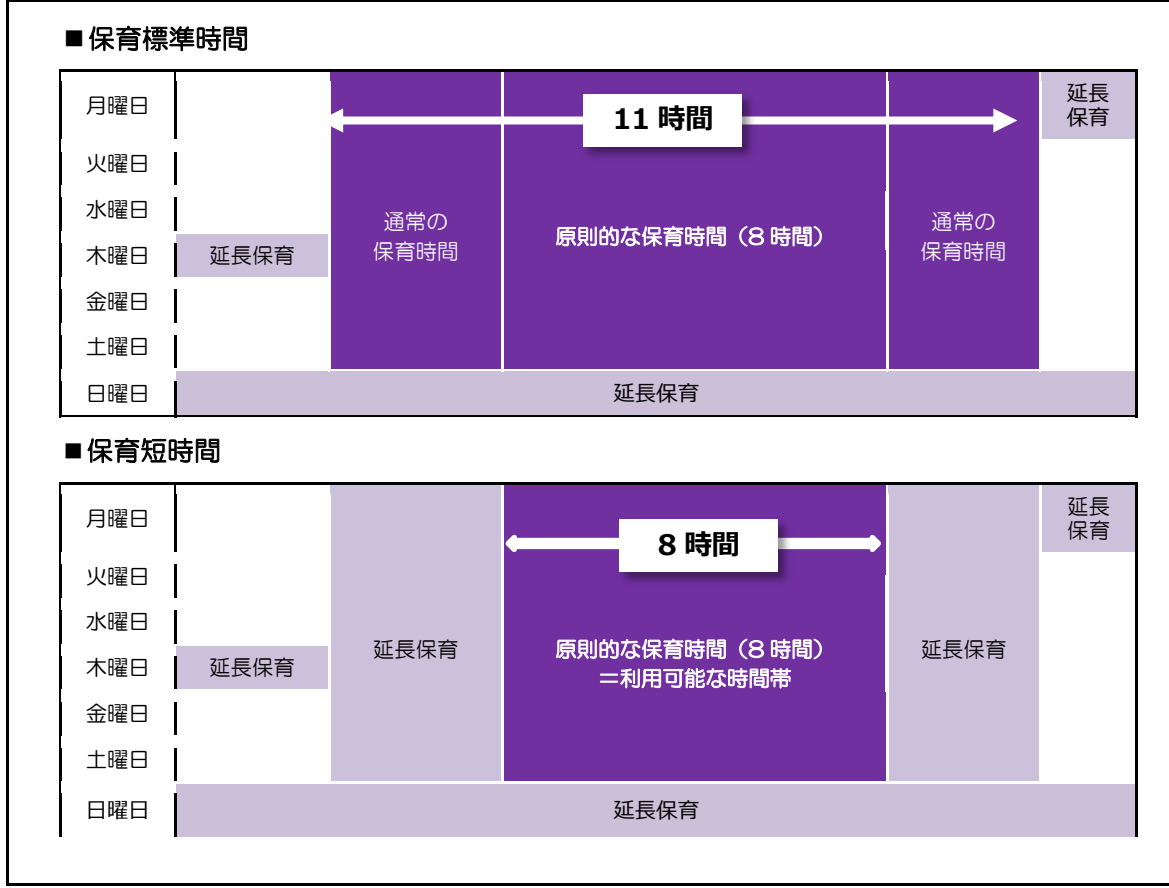
延長保育事業は、保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の 11 時間の開所時間を超えて、さらに 30 分以上、保育時間の延長を行う事業です。

新制度においては、保育所の利用について 11 時間利用を基本とする「保育標準時間」と 8 時間利用を基本とする「保育短時間」が設定されるのに加え、地域型保育事業として居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）が創設されることから、それらにも対応した事業形態となるよう、制度設計が行われることとなっています。

—事業のポイント—

- **保育標準時間については 1 日 11 時間、保育短時間については 1 日 8 時間を超える利用**について、延長保育事業が適用されます。
- 新制度では、居宅訪問型保育事業に対応した「**訪問型**」の延長保育事業が、新たに**創設**されます。

延長保育事業の対象となる時間帯



実施体制

	保育所(園)名	所在地	保育所(園)名	所在地
公立	野嵩保育所	野嵩 2-22-12		
	うなばら保育所	大山 3-30-1		
	宜野湾保育所	宜野湾 3-13-10		
法人	愛善保育園	愛知 2-16-49	可愛保育園	真栄原 1-7-25
	しいの実保育園	我如古 2-26-2	こがねの森保育園	大謝名 3-10-1
	しいの実保育園(分園)	我如古 2-20-5	あいのもり保育園	愛知 1-10-40
	仲原保育園	赤道 1-16-11	あいのもり保育園(分園)	愛知 1-10-35
	仲原保育園(分園)	上原 1-25-15	はごろも保育園	大山 2-11-12
	しのめ保育園	新城 2-43-1	ピノキオ保育所	嘉数 1-4-50
	マーシー保育園	宇地泊 661	きゆな保育園	喜友名 1-13-9
	秋津保育園	長田 3-32-5	ポケット保育園	我如古 3-18-3
	さつき保育園	真栄原 3-24-13	きらら保育園	真栄原 1-7-14
	さつき保育園(分園)	真栄原 3-37-25	まなぶ保育園	宇地泊 14 街区
	ゆうわ保育園	野嵩 4-22-1	赤道あおぞら保育園	赤道 2-9-11
			花の子保育園	大謝名 1-18-21

利用料

公立・・・登録者 2,500 円/月、300 円/日

法人・・・登録者 2,500 円/月、300 円/日（園によって異なる）

延長保育事業の年間延べ利用児童数の推移

平成 24 年度	平成 25 年度
61,755 人	60,610 人

事業名	⑩病児・病後児保育事業	実施状況	○	担当課	保育課
事業概要					
病児・病後児保育事業は、児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。					
―事業のポイント―					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通常の保育事業とは異なり、突発的、集中的に利用児童が発生する傾向が強い事業の特性上、事業の安定的な運営が課題となっています。 ➤ 病児については病状が急変する恐れがあるため、事前にかかりつけ医の診断を受けるなど、事業運用に際しては安全面での十分な配慮が必要とされます。 					
本市における実施状況					
<p>実施場所：医療法人球陽会 海邦病院（宜野湾市真志喜 2-23-5）</p> <p>対象年齢：0歳～小学生</p> <p>利用時間：9：00～18：00（初回利用時） 8：00～18：00（2回目以降）</p> <p>利用料金：宜野湾市内在住・・・2,500円（診察費・治療費は別途） ※利用免除決定通知書を持参の方は・・・500円～ 宜野湾市外在住・・・3,500円（診察費・治療費は別途）</p> <p>利用方法：登録は宜野湾市役所保育課または海邦病院総合で申し込み</p>					
病児・病後児保育事業の年間延べ利用者数の推移					
平成24年度		平成25年度			
664人		552人			

事業名	⑪放課後児童クラブ (学童保育)		実施状況	○	担当課	保育課
事業概要						
<p>放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。</p> <p>児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営の基準に関する条例を、市町村が定めることとされています。</p> <p>本市では、平成25年6月1日現在で28か所の学童クラブが存在し、平日及び長期休業期間に運営しております。</p>						
－事業のポイント－						
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新制度下では、放課後児童クラブの基準に関する条例を市町村が制定しなければならないなど、<u>これまで以上に市町村による関与が強まる</u>こととなっています。 ➤ 放課後児童クラブと同じく、放課後児童対策として実施している<u>放課後子ども教室や児童館とも連携を図りながら、放課後における児童の居場所を確保</u>する必要があります。 						
本市における実施状況						
・実施場所（公立：3か所 私立：25か所）						
クラブ名	所在地	クラブ名	所在地			
大山児童センター学童クラブ	大 山 4-14-3	はにんすキッズ学童クラブ	真志喜 2-22-10			
新城児童センター学童クラブ	新 城 2-4-11	ぴっころ学童くらぶ	大謝名 1-19-3			
我如古児童センター学童クラブ	我如古 2-5-1	さくら学童クラブ	大謝名 4-23-17			
みらい学童クラブ	野 嵩 1-20-1	C E C学童クラブ	嘉 数 4-22-5			
学童クラブ きらきら	野 嵩 3-7-21	青空学童クラブ	真栄原 1-13-3			
愛星ネットワーク学童クラブ	普天間 1-9-15	嘉数学童クラブ	真栄原 1-22-7			
ふてんま青空学童クラブ	普天間 1-10-8	しいの実学童倶楽部	我如古 2-26-2			
第二青空学童クラブ	新 城 1-4-15	学童クラブ ぬくぬくの木	長 田 3-22-7 (101)			
A. KIDS CLUB 保育・学童所	新 城 2-7-10	日翔学園 野嵩学童クラブ	志真志 1-9-9			
ハッピー学童クラブ	伊 佐 3-18-19	日翔学園 ながた学童クラブ	志真志 1-9-9			
まんまる学童クラブ	大 山 2-18-7	日翔学園 学童クラブ	志真志 3-6-18			
あっぷる学童	大 山 5-15-5	日翔学園 長田学童クラブ	志真志 3-6-18			
むーすこどもクラブ	大 山 6-39-3	まなぶ学童クラブ	愛 知 2-7-6			
スマイルキッズ学童クラブ	真志喜 2-16-9	ぎのわん青空学童クラブ	愛 知 1-2-15-B			

利用料金

各施設により異なる

(公立：5,000円・私立：11,500円/月)

放課後児童クラブ設置数と利用者数の推移

		H23年度	H24年度	H25年度
クラブ数		22か所	22か所	25か所
利用者数	幼稚園生	47人	49人	61人
	低学年 (1～3年生)	612人	619人	607人
	高学年 (4～6年生)	70人	69人	131人

待機児童の把握について

共働き・ひとり親家庭の子どもで、学童保育に入所申込みをしているのに入れない子どもを「待機児童」と呼び、保育所の場合は、国をあげてゼロ作戦を展開しているが、学童保育は「定員」「規模」などの法的基準がないため整備が追い付いていない状況である。学童保育は保育所と異なり民間の学童は事業者へ直接申し込むことが多いため、自治体の実態把握することの難しさはある。

現在、本市が確実に把握している待機児童数は公立3クラブで49名である。

事業名	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	実施状況	—	担当課	—
事業概要					
<p>施設型給付の対象となる認定こども園や幼稚園、保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例等により利用者負担額を設定することとされているが、保育料とは別に発生する日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、低所得者の負担軽減を図るため補助を行うもの。</p>					

事業名	⑬多様な主体の参入促進事業【新規】	実施状況	—	担当課	—
事業概要					
<p>待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくことが必要とされている一方、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業。</p>					
—事業のポイント—					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度においては、新制度の前倒しとして、<u>新規施設等に対する実地支援、相談・助言等を行う支援チームを設置する市町村への支援</u>が行われます。 ➤ 設置主体によっては、<u>特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合などに、子どもの安全確保の観点から本事業を活用</u>することについても、引き続き検討が進められています。 					
【参考】					
<p>●子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</p> <p>第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業</p>					